



掲載しているイベントや行事等は中止・延期の可能性があります。開催の有無等は市 HP または 図・国 でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。



福祉・人権

地域包括支援センター 運営協議会の傍聴を

時 7月22日(水)、午後2時から、所口
ズ W A M 501・502、定先着3人(当日
空きがあれば傍聴可)、申 電話また
はファックス(住所・氏名・電話
番号を記入)で、相談支援課 ☎ 655・
2758、(FAX) 622・0655

健康医療推進分科会の傍聴を

時 8月4日(火)、午後2時から、所保健
医療センター3階大会議室、定先着5
人(当日空きがあれば傍聴可)、申 7
月6日、午前9時から、電話または
ファックス(氏名・電話番号を記入)
で、保健医療課 ☎ 625・6685、(FAX)
625・6979

子ども・若者自立支援センター 「くろす」のご利用を

所 同センター(片桐町4-7)、☎ お
おむね40歳までのひきこもり、二一
ト、不登校等の子ども・若者またはそ
の保護者、内 面談、訪問支援、居場所
利用、同行支援、☎ 同センター ☎ 646・
5526 (火・日曜日、祝日休み)

介護保険サービスの 利用者負担額を軽減

社会福祉法人が提供するサービスを

利用する場合、一定の要件に該当する
人の利用者負担の一部を軽減します。
☎ 次の A ~ C いずれかに該当する人、
☎ 次の全ての該当し、市が認定した
人、①市民税非課税世帯、②世帯の年
収が単身世帯で150万円(世帯員が1人
増えることに50万円加算した額)以下、
③世帯の預(貯)金等の額が単身世帯
で350万円(世帯員が1人増えることに
100万円を加算した額)以下、④日常生
活のために必要な資産以外に活用でき
る資産がない、⑤医療保険の扶養家族
ではない、⑥親族等の援助が期待でき
ない、⑦介護保険料を滞納していない、
☎ 生活保護受給者、☎ 中国残留邦人
等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国
した中国残留邦人等及び特定配偶者の
自立の支援に関する法律による支援
受給者、☎ 利用者負担額(10%相当
分)、食費・居住費・宿泊費・滞在費
の25%(高齢福祉年金受給者は50%)、
☎ 個室居住費または滞在費全額、☎
利用先の社会福祉法人または長寿介護
課 ☎ 620・1639

緊急通報装置のご利用を

☎ 重度障害者やおおむね65歳以上のひ
と暮らし高齢者等で、障害や疾病等
により緊急時に電話で連絡を取ること
が困難な人、内 ボタンを押すこと等
により警備会社に通報される装置を設
置、☎ 所得に応じて月1584円、792
円、無料、☎ 電話回線の種類等の設置

後期高齢者医療保険料の納付書等を送付

☎ 保険年金課(高齢) ☎ 620・1630

■ 今年度の保険料額が決定

7月中旬に今年度の同保険料決定通知書を送付します。

【普通徴収の人】送付する納付書や、口座振替等で納めてください。口座振替制度を利用することで、毎月の保険料が指定の口座から自動的に引き落とされ、納め忘れを防げます。ぜひご利用ください。

【特別徴収の人】年金の受給額が年額18万円以上で後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、対象となる年金受給額の1/2を超えない人は、原則、直接年金からの支払いになります(年度内に年齢到達・転入等により資格取得した人は、しばらくの間、普通徴収での納付になります)。

■ 新しい被保険者証等を送付

【被保険者証】75歳以上または一定の障害がある65歳以上の人の「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日です。新しい被保険者証(薄緑色、見本参照)を7月中旬に簡易書留で送付します。

【限度額適用・標準負担額減額認定証】住民税非課税世帯に属する被保険者が対象の、医療費(入院・外来)と入院時の食事代の負担が軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。引き続き該当する人には、新しい限度額適用・標準負担額減額認定証を7月下旬に送付します。

【限度額適用認定証】現役並み所得者の区分Ⅱ・Ⅰに属する被保険者が対象の、医療費(入院・外来)の負担が軽減される「限度額適用認定証」の有効期限は7月31日です。引き続き該当する人には、新しい限度額適用認定証を7月下旬に送付します。



要介護認定の有効期間に ご注意ください

要件あり、☎ 重度障害者等II障害福祉
課 ☎ 620・1636、高齢者II長寿介護
課 ☎ 620・1637

利用している人は、有効期間内に更新
手続きをしなければ保険給付が受けら
れません。更新手続きは有効期間満了
60日前から可能ですので、引き続き
サービス利用を希望する場合は、必ず
有効期間内(できれば有効期間満了1
か月前まで)に更新手続きをしてくだ

さい。☎長寿介護課 ☎620・1637

介護保険負担割合証を送付

要支援または要介護と認定された人に、新しい介護保険負担割合証を7月中に送付します。有効期間は8月1日～来年7月31日です。本人・同一世帯の第1号被保険者の所得・年金収入に応じて、1～3割の負担割合が記載されています。☎長寿介護課 ☎620・1637

介護保険料の納入通知書を送付

7月上旬に65歳以上の人に介護保険料納入通知書を送付します。納付書払いの人は、各納付期限までに納めてください。7月中旬を過ぎても届かない場合は、ご連絡ください。☎長寿介護課 ☎620・1639

新型コロナウイルス感染症に関する人権相談を受付

法務省では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別・偏見・いじめ被害等の人権相談を受け付けています。困った時は一人で悩まず、次の窓口にご相談ください（法務省HPでも受付可）。みんなの人権110番 ☎0570・003・110、子どもの人権110番 ☎0120・007・110、女性の人権ホットライン ☎0570・070・810、☎大阪法務局人権擁護部第三課 ☎06・6942・9492



健康保険・年金

保険料案内コールセンターのご利用を

後期高齢者医療保険料の納付書、決定通知書に関するコールセンターを7月15日～31日（平日、午前9時～午後5時）の期間設置します。保険料に関しては同コールセンターにお問い合わせください。☎同コールセンター ☎665・5222、保険年金課（高齢） ☎620・1630

接骨院・整骨院、鍼灸院、マッサージ院の内容点検を実施

医療費の適正化を図るため、国民健康保険の加入者を対象に、接骨院・整骨院、鍼灸院、マッサージ院にかかった際の施術内容の点検を実施しています。委託先（株オークス）から施術内容の確認の書類が届いたら、期限内の回答にご協力をお願いします。☎保険年金課（国保） ☎620・1631

限度額適用認定証等の更新手続きを

入院・外来を問わず、同じ医療機関での1か月の医療費が自己負担限度額までの負担となる「国民健康保険限度額適用認定証」と、非課税世帯の人が入院時の食事代も減額となる「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。7月上旬に更新の案内を送付しますので、引き続き使用する人は、更新手続きをしてください。☎原則郵送で、〒567-8505 保険年金課（国保） ☎620・1631

高齢受給者証と特定疾病療養受療証の更新

国民健康保険高齢受給者証・国民健康保険特定疾病療養受療証の有効期限は7月31日です。新しい受給者証は7月下旬に送付します。☎保険年金課（国保） ☎620・1631

国民年金保険料の納付が困難な場合は免除制度のご利用を

経済的な理由等で国民年金保険料の納付が困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。本人・配偶者・世帯主（世帯主は免除制度のみ）の前年の所得が一定額以下の場合に承認されます。また、退職を理由とした特例免除制度もあります。保険料の未納が続くと、障害や死亡といった不慮の事態が発生したとき障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合がありますので、各種制度をご利用ください。6月分まで承認を受けている人で、7月以降も免除等を希望する場合は、8月末日までに改めて申請が必要です（継続での承認中の場合は不要。申請

夜間・休日窓口を開設 ～国民健康保険料、市税・清掃手数料～

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行へ行くことができない人や納付相談のある人のために、夜間・休日窓口を開設しますので、ご利用ください。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難な人は猶予制度がありますので、詳細はお問い合わせください。

☎【夜間】7月13日(月)・27日(月)、午後8時まで、【休日】26日(日)、午前9時～午後5時、**所**①国民健康保険料=市役所本館1階7番窓口、**所**②市税・清掃手数料=市役所2階13番窓口、**備**夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。☎①保険年金課（徴収） ☎620・1631、**所**②収納課 ☎620・1616



本館東玄関横

書は7月上旬に日本年金機構が送付する納付書に同封していますので、保険年金課または日本年金機構に申請してください（郵送可）。なお、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある



掲載しているイベントや行事等は中止・延期の可能性があります。開催の有無等は市HPまたは園・国でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

と、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額になります。この承認を受けた期間は、保険料を追納すると、年金額を増やすことができませんが、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされるのでご注意ください。**園**同課（年金） ☎620・1632

予約年金相談のご利用を

年金記録や受給に関する相談は、吹田年金事務所相談員による出張年金相談をご利用ください。

時7月7日(火)、午前10時～午後1時、4時、1人15分程度、**所**保険年金課、**定**先着15人、**内**国民年金、厚生年金等、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、職歴メモ、身分証（顔写真付き以外は2点必要）等、本人以外の場合は委任状、**申**7月1日、午前9時から、電話で保険年金課（年金） ☎620・1632

障害年金予約相談のご利用を

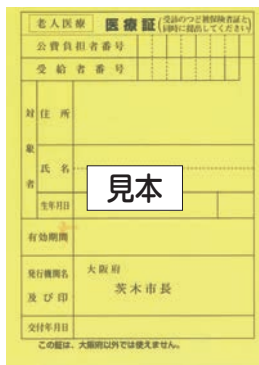
社会保険労務士による障害基礎年金専門の予約相談を実施しています。窓口での待ち時間なく相談できますので、ぜひご利用ください。

時7月6日(月)・15日(水)・31日(金)、午前9時10分～正午・午後1時10分～4時、**所**保険年金課、**定**各日先着6人、**内**障害基礎年金受給手続に関する相談（障害厚生年金除く）、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、

年金証書、医療機関受診等に関するメモ等（本人以外の場合は委任状）、**申**同課（年金） ☎620・1632

新しい医療証のご利用を

7月下旬に、老人医療医療証（黄色、見本参照）を該当者に送付します。8月1日からは、新しい医療証をご利用ください。**園**保険年金課（高齢） ☎620・1630



税金

省エネ改修に伴う 固定資産税減額

一定の省エネ改修を行った場合、申告により翌年度の固定資産税が減額されます（都市計画税除く）。

対平成20年1月1日以前から所在する床面積50㎡以上280㎡以下の住宅（賃貸住宅除く）で、再来年3月31日までに次の工事を完了するもの、**内**工事費用の自己負担額が50万円超、窓の断熱改修（必須）、床、天井、壁の断熱改修工事で、それぞれ現行の省エネ基準

に新たに適合し、外気等と接するものの工事、**省**改修工事完了の翌年度分に限り、120㎡相当部分の固定資産税の3分の1（認定長期優良住宅は3分の2）を減額、**持**申告書、増改築等工事証明書（建築士等が発行）、費用が分かる領収書（写）、改修工事に対する補助金を受けている場合はその内容がわかる書類、認定長期優良住宅に該当する場合は認定通知書、**申**工事完了日から3か月以内に、資産税課 ☎620・1615

家屋の取り壊し・新築・増築・用途変更をしたときはご連絡を

市では、固定資産税等を算定するため、家屋調査を行っています。家屋の現況を把握するには、所有者の協力が必要です。家屋を取り壊した場合（一部・全部）や、未登記で新築・増築した場合、事務所から居宅へ用途変更した場合等は、ご連絡ください。**園**資産税課 ☎620・1615

公共の用に供する道路所有者は 固定資産税等非課税適用申告を

公共の用に供する道路等を所有している人が、固定資産税等の非課税適用を受けるためには非課税適用申告書の提出が必要です。

対公道から他の公道に通じ、制限なく不特定多数の人が通行できる道路、**申**資産税課 ☎620・1615

所得税・復興特別所得税の 予定納税

所得税・復興特別所得税の予定納税（第1期分）の納付期限は7月31日です。なお、減額申請の手続きは7月15日が期限です。**園**茨木税務署 ☎623・1131

今月の納付（7月31日(金)まで）

- 固定資産税・都市計画税第2期分 第1期分
 - 一般廃棄物処理（清掃）手数料 第1期分
 - 介護保険料普通徴収第4期分
 - 国民健康保険料普通徴収第2期分
 - 後期高齢者医療保険料普通徴収 第1期分
 - 下水道事業受益者負担金・分担金、公設浄化槽分担金第1期分
- 忘れずに納めてください。

教育・子ども

教育委員会定例会を開催

時7月28日(火)、午後2時から、**所**フリーエイトセンター301、**備**内容等詳細はお問い合わせください。一部非公開の場合あり、**園**教育政策課 ☎620・1680

医療的ケア児の保育所・園の 入所（園）事前相談会

時7月27日(月)、午後3時～6時、**所**子

対18歳未満の子どもがいる世帯(妊婦、同居の祖父母も対象)、**内**シンボルマークのついた携帯電話画面等を協賛店舗や施設で提示すると、割引・特典等のサービスが受けられる。**備**新規会員登録、協賛企業・団体登録等の詳細は府HP(左下図読み取り)参照、**関**府子育て世帯応援事務局 ☎072・813・0812 (平日、午前10時～午後5時)

まごぶんと子どもカードの登録を



時7月10日(金)、午後2時～5時、**所**沢良宜いのち・愛・ゆめセンター分館、**対**ひきこもりや不登校等の子どもの保護者、**定**先着3人、**内**相談員と面談、**申**前日までに、電話でひきこもり家族支援ネット ☎090・9257・3903、**関**ユースプラザ「バンポスタ・ぱーちスペース」 ☎655・3761

不登校・ひきこもりで悩む親の相談窓口

育て支援総合センター5階会議室、**対**保育所・園入所(園)を検討している医療的ケア児と保護者、**内**入所にあたって医師と事前相談、**申**7月6日～10日、午前9時～午後4時に、電話または直接、保育幼稚園総務課 ☎655・2753

環境

COOL CHOICE CHALLENGE 応募受付中

ソーラーシステム・④自然循環型太陽熱温水器・⑤蓄電システムを設置後(①は電力受給後) 6か月以内の人(緊急事態宣言期間中に期限が到来した場合 は7月31日まで)、**¥**①出力1キロワットあたり1万2500円(上限4キロワット)、②③⑤上限4万円、④上限3万円、**備**②は①と同時申請のみ、各10いばらき環境ポイント付与、**申**申請書(環境政策課で配付、市HPからダウンロード可)と書類を直接、同課 ☎620・1644

環境

内COOL CHOICEをイメージしたフォトフレームのデザインを募集(JPEGかPNG、5MB以内)、**備**審査通過作品は、10月に実施予定の環境市民講座で参加者による投票を実施、入賞者には市の特産品を贈呈、応募者に2いばらき環境ポイント付与、詳細は市HP参照、**申**9月30日までに、メール(住所・氏名・電話番号を記入)で、環境政策課 ☎620・1644、**関**coolcc@city.ibaraki.jp

住宅用太陽光発電システム・蓄電システム等の設置に補助

対自宅に①住宅用太陽光発電システム・②①と同時期に設置の家庭用燃料電池(エネファーム)・③強制循環型

水銀使用製品の適正処理にご協力を

蛍光管、電池等の水銀を使用した製品をこみとして捨てると、微量の水銀が外気に排出され、環境汚染をもたらすおそれがあります。市では、市内7か所に専用の回収ボックスを設置し、拠点回収を実施していますので、適正処理にご協力をお願いします。

所【回収場所】生涯学習センター、中条・庄栄・水尾図書館、福井・沢池多世代交流センター、市役所本館地下1階、**内**【回収品目】蛍光管(LEDランプ・白熱電球・ハロゲン電球・グロー球除く)、水銀体温計・血圧計・温度計(デジタル式除く)、電池(自動車用、電動自転車用のバッテリー除く)、**備**蛍光管は、購入時の箱等に入れて出してください。回収場所への持参が難しいまたは割れた水銀使用製品は、従

来どおり市の普通こみまたは粗大こみの収集を利用してください。また電池は、必ずテープで巻くなど絶縁処理をしてから出してください。**関**分別資源循環課 ☎620・1814、収集・環境事業課 ☎634・0351

家庭用生ごみ処理機等の購入費を助成

¥購入費の2分の1(100円未満は切り捨て)、電気を使用しないコンポスト容器類Ⅱ1基につき上限5万円(5年間に2基まで)、電気式Ⅱ上限2万円(5年間に1基のみ)、**備**申請前の購入は補助対象外、予算の範囲内で先着順、5いばらき環境ポイント付与、詳細は市HP参照、**申**申請書(資源循環課で配付、市HPからダウンロード可)を直接、同課 ☎620・1814

まちづくり

景観審議会の市民委員を募集

時10月1日(木)から2年間(再任あり)、**対**20歳以上の市内在住・在勤・在学者(国または地方公共団体の議員・職員等除く)、**定**男女各1人、**内**景観に関する事項の審議(年3回程度)、**¥**日額9千円、**申**7月27日までに、申込書(都市政策課で配付、市HPからダウンロード可)と小論文を、原則本人が直接、同課 ☎620・1660



掲載しているイベントや行事等は中止・延期の可能性があります。開催の有無等は市HPまたは☎・☑でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

草花・樹木等の相談・勉強会

【相談】時7月3日(金)、8月7日(金)、9月4日(金)、午前10時～正午・午後1時～4時、所市役所南館1階玄関ロビー、**内**花・樹木・野菜・果樹等、**備**各3いばらき環境ポイント付与、**勉**強会 時①7月3日(金)、②8月7日(金)、③9月4日(金)、午後1時30分～3時、**所**市役所本館6階第1会議室、**内**①植物の色と香り、②秋冬野菜作り、③病虫害管理、**備**各5いばらき環境ポイント付与、**(以下共通)** **備**詳細は市HP参照またはお問い合わせください。☎農とみどり推進課 ☎620・1622

水道メーター検針にご協力を

水道メーターの効率的な検針のため、次のことにご協力ください。▼メーターボックス付近に犬をつながない、▼上に物を置かない、▼中は清潔にする、▼メーターボックスが家の増改築等で屋内や床下になる場合は、指定給水装置工事業者に依頼して、検針のしやすい場所に移設する。☎営業課 ☎620・1691

建築物の耐震診断・改修補助・除却補助制度

対平成12年(非木造)と除却は昭和56年)5月31日以前に建築確認を受けて建築した市内の建築物、**内**右下表のとおり、**備**詳細はお問い合わせください。☎居

	建物用途	補助割合	限度額
耐震診断補助	木造住宅	耐震診断費用の10/11	50,000円/戸
	共同住宅・長屋等(木造住宅除く)	定額(戸数分)	25,000円/戸
	特定建築物(一定規模以上)	耐震診断費用の50%	1,250,000円/棟※2
耐震改修設計※1	木造住宅	耐震設計費用の70%	100,000円/棟
耐震改修除去補助	木造住宅	400,000円/棟(定額) (一定所得以下の世帯は600,000円/棟)	
	賃貸共同住宅	①②のいずれか少額な方	10,000,000円/棟
	分譲共同住宅	①49,300円/㎡	25,000,000円/棟※2
	市指定緊急交通路沿道建築物	②工事費用の23%	50,000,000円/棟※3

※1 耐震改修工事を行う場合に限り、※2 府の間接補助含む、※3 国の直接補助含む

多世代近居・同居を支援する補助制度のご利用を

住政策課 ☎655・2755
対子世帯(中学生以下の子どもがいる世帯または40歳未満の夫婦世帯)と親

チャレンジいばらき補助金(市提案公募型公益活動支援事業補助制度)

市では、市民等が自主的・自発的に行う公益的な事業に対し、補助金を交付します。今回は新型コロナウイルス感染症による市民の不安やストレス緩和の一助となるような、自由な提案を募集します。三つの密の回避や新しい生活様式を踏まえたうえで、楽しく遊べる企画や市民を元気にする企画等、さまざまな切り口の提案をお待ちしています。

☎審査あり。補助金額等は募集要領参照。各テーマの募集要領・申請書類は、各担当課と市民活動センターで配付(市HPからダウンロード可)、☑7月10日までに、各担当課



テーマ設定型(市が設定したテーマに即した公益的な事業)

テーマ(対象事業)	問合せ先
人権意識の向上や男女共同参画社会の実現につながる取組み等	人権・男女共生課 ☎622・6613
伝統芸能の保護、若手芸術家の育成支援等、文化芸術の振興につながる取組み等	文化振興課 ☎620・1810
少年・少女の体力向上と親睦を深めるスポーツ大会等の取組み等	スポーツ推進課 ☎620・1608

自由テーマ型(自由な発想による公益的な事業)

テーマ(対象事業)	問合せ先
補助対象団体が自由な発想で提案する事業	市民協働推進課 ☎620・1604

世帯(子世帯の父母または祖父母)のいずれかが近居・同居するために、住宅を購入または持ち家をリフォームし、転入した世帯に費用の一部を補助、¥上限30万円、**備**詳細はお問い合わせください。☎居住政策課 ☎655・2755

分譲マンション管理相談会

時毎月第2火曜日、午前9時～正午、

水防団員を募集

淀川右岸水防事務組合では、集中豪雨や津波等水害から生命と財産を守るため、堤防の監視・警戒等を行う水防団員を緊急に募集します。**対**市の組合防衛区域内（安威川沿い先鋒橋下流）に居住または勤務先がある18歳以上の健康な人、**備**報酬等あり、**問**同組合 ☎ 06・6302・8721



所居住政策課、**定**先着4組、**内**マンション管理組合の管理運営等、**申**7日前までに、電話またはファックス・メールで、同課 ☎ 655・2755、**内**620・1730、**宛**kyojyu@city.ibaraki.jp

公設浄化槽の設置希望者を募集

川や水路の水をきれいに保ち、快適な生活環境をつくるために、市の北部地域に合併浄化槽（家庭から排水され

る台所や風呂等の生活排水とし尿と一緒に浄化処理する施設）を設置し、維持管理する公設浄化槽事業を行います。

対対象地域（大字泉原、大字上音羽、大字下音羽、大字長谷、大字銭原、大字清阪）にある、浄化槽の大きさが20人槽以下となる住宅または事業所、**浄**浄化槽の大きさに応じた分担金と浄化槽使用料、**備**宅内排水設備等は自己負担。申込後に市の調査あり。工場等から排出される処理困難な物質を含む水や雨水は流入できません。詳細はお問い合わせください。**問**電話または直接、下水道施設課 ☎ 620・1664

快適な生活は下水道から

生活環境の改善、河川等の水質汚濁を防止するため、生活排水を下水道へ流す排水設備の工事をお願いします。**問**下水道施設課 ☎ 620・1667

花火はルールを守って

花火をするときは、次のことに注意しましょう。**▼**風が強いときはやめる、**▼**燃えやすいものの近くではしない、**▼**人や建物に向けない、**▼**禁止された公園等ではしない、**▼**ほぐしたり、一度にたくさんに火をつけない、**▼**子どもだけではしない、**▼**水バケツを用意し、水に浸けて完全に火を消す、**▼**ごみは必ず持ち帰る。**問**予防課 ☎ 620・6950

茨木のお店に行こう♪

Vol.18

市の補助制度利用店を紹介します

問商工労政課 ☎ 620・1620

Number.365

昨年5月に、双葉町にオープンしたレディースファッション専門店です。365日着てもらえるよう色々な種類の服を提供したいとの思いで付けられた店名の「365」。婦人服の輸入業を営んでいる店長が、今までに積み上げてきたさまざまな繋がりを駆使し、安くて高品質な商品を仕入れています。

目玉は、店名にちなんだ365円コーナー。初めて訪れた人が驚きの声を上げることも珍しくありません。あまりの安さにリサイクルショップと勘違いして買取希望の衣類を持ってきた人もいたり（買取は受け付けていません）。また、店内は狭いながらも落ち着きがあり、幅広い年齢層のお客さんが訪れます。

店長の有美さんは「地域の人に愛してもらえるお店をめざし、気持ち良くお買い物をしてもらえる接客を心がけています。季節に応じた商品を取り揃えていますので、お近くにお越しの際は、一度覗いてみてください」と話しました。お気に入りの一着を探しに、一度訪れてみてはいかがでしょうか。

電 話 090・2704・0365
と ころ 双葉町6-10
営業時間 11:00～18:00、木曜日休み



店長 大谷 有美さん



掲載しているイベントや行事等は中止・延期の可能性があります。開催の有無等は市HPまたは☎・☎でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。



商工・消費生活

小売店等の活性化を支援

市内小売店等の活性化を図るため、事業の活性化に取り組む小売店等にアドバイスをしています。また、市内小売店等を改装する事業者（市民・市内法人のみ）や、商店街または中心市街地で、業種・業態転換、新店出店等（いずれも小売業・飲食店のみ）を予定している事業者に対して、改装工事費の一部を補助（上限50万円）しています（工事計画前に相談要）。なお、この制度は利用後10年が経過すると、再度利用できません。☎商工労政課 ☎620・1620

就職サポートセンターのご利用を

同センターでは、専門の相談員がじっくり相談に応じ、一人ひとりに最適な就職支援プランを立て、事業所での就労体験や、他の専門機関の紹介、職業訓練の案内を行うなど、1日でも早い就職を応援しています。相談の中で、その人自身の興味や適性等を見つけて出し、最適な就職先を選択できるようなアドバイスも行っています。また、仕事上の悩みやトラブルの相談にも応じているほか、現在仕事に就いている人が転職を希望する場合も利用できます。ぜひご利用ください。☎同センター

（商工労政課内） ☎620・1620

茨木商工会議所の無料相談

☎・☎7月20日（月）、8月17日（月）、**金融相談（事業資金・教育ローン）**午後1時～3時、**「創業相談」**午後2時～4時、☎・☎同会議所 ☎622・6631

退職金は中退共制度で

中小企業退職金共済（中退共）は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる制度です。掛金は全額非課税で、一部を国が助成します。家族従業員も加入できます。詳細は中退共HPをご覧ください。☎中退共大阪コーナー ☎06・65361851

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターのご利用を

☎平日、午前9時～午後5時（水曜日のみ午後6時まで）、☎府社会保険労務士会館（大阪市北区西天満二丁目1-30）、☎備新型コロナウイルスに関する労働相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し・助成金の活用等の労務管理の相談（社会保険労務士）、☎同センター ☎0120・068・116、☎atarakkata@sr-osaka.jp

消費者ホットライン188のご利用を

「悪質商法等による被害にあった」

等のトラブルで困っていることはありませんか。そんなときは一人で悩まずに、消費者ホットライン ☎188にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。☎消費生活センター ☎624・1999



イヤヤン



求人

夏季学童保育室の臨時（代替）指導員

☎7月31日（金）～8月15日（土）、原則午前8時～午後7時の間で2～8時間程度（期間変更の可能性あり）、☎所市立小学校（学童保育室設置校）、☎時給1041円、☎備事前研修あり、職務内容等詳細は学童保育課 ☎620・18011にお問い合わせてください。この期間以外も随時受付、☎市HPから申込（下図読み取り）または、電話で人事課 ☎620・1601



その他

斎場第2告別式場（120席）が利用できません

☎7月1日（水）～9月30日（水）、☎市民課

☎620・1645

政治家の寄附は禁止 有権者が求めることも禁止

政治家が選挙区内の人に、お金や物等を贈ることは、法律で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附を求めるとも禁止されています。寄附行為には次のようなものが該当します。▼お歳暮・お年賀、▼秘書等が代理で出席する場合の結婚祝・葬儀の香典、▼葬儀の花輪・供花、▼病氣見舞、▼落成式・開店祝等の花輪、▼入学祝・卒業祝、▼町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入れ、▼地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入れ、▼お祭りへの寄附・差入れ、☎詳細は総務省HP参照、☎選挙管理委員会事務局 ☎620・1675

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日時の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・フリエイトセンターの8月抽選分の申込受付は7月20日～31日です。☎福祉文化会館文化ホール 来年8月21日・22日 ☎終日、☎フリエイトセンターセンターホール 来年8月4日～8日・15日・21日・22日・31日 ☎終日、8月20日 ☎午後1時～5時、多目的ホール 来年2月5日・6日・12日・13日・20日・21日・25日～27日 ☎終日、2月10日・24日 ☎

さきめし茨木

で市内のあの店のあの味を応援しませんか

応援したい市内のお店に食事代等を先払いし、新型コロナウイルス感染症の収束後に食べに行く取組みです。店舗を決めずに寄附をして全参加店を応援することもできます（6月15日現在、20店舗が登録中）。詳細はさきめし茨木 HP（右図読み取り）をご覧ください。



午前9時～午後5時、「生涯学習センター（火曜日休み）」きらめきホール
来年1月6日・8日・20日～午後0時30分～9時30分、1月7日・9日・14日・21日・28日～31日～終日、1月18日～午後0時30分～6時、1月22日～午前9時～午後6時、1月13日・27日～午後6時30分～9時30分、「ローズWAM（火曜日休み）」3～5階
10月～終日、ワムホール 来年2月4日～8日・10日～15日～終日、2月18

日・21日・24日～午後0時30分～6時
狂犬病の予防注射を忘れずに

生後91日以上の子犬の飼い主には、狂犬病予防法により毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせ、住所地の市町村が交付する「注射済票」を着けることが義務付けられています。

狂犬病は、発症するとほとんどが死に至る怖い病気です。注射は動物病院で接種できます。接種時には、飼い犬登録している人に送付した「受診票」を必ず持参してください。住所や飼い主の変更、飼い犬死亡の場合等は、市に届出をしてください。また、受診票が届いていない場合はご連絡ください。

【備】今年度の予防注射は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染症の状況が落ち着いてからの接種を推奨しています。また、飼い犬登録手続きの一部を郵送でも行っていますのでご利用ください。 関市民生活相談課 ☎ 620・1603

住民票の写し等の「コンビニ等」交付のご利用を

住民票の写し等の証明書をコンビニエンスストア等で発行することができます（マイナンバーカード要）。

【時】①午前6時30分～午後11時、②平日、午前8時45分～午後5時15分、【所】ローソン、セブンイレブン、ファミリー



ふるさと寄附金返礼品 新規協力事業者を募集



茨木への興味や愛着を持ってもらうため、市外の寄附者への返礼品を提供する新規協力事業者を募集しています。

募集する返礼品

市内で生産、製造、加工またはサービス提供しているもの等、詳細は市 HP の募集要項（右下図読み取り）参照

対象

上記の返礼品を提供できる法人または個人事業者

申込

必要書類（まち魅力発信課で配付、市 HP からダウンロード可）を郵送または直接、〒567-8505 まち魅力発信課 ☎ 620・1602



写真は昨年度返礼品の一例





掲載しているイベントや行事等は中止・延期の可能性があります。開催の有無等は市 HP または 問・甲でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

行政機構の一部を改正

子ども家庭総合支援拠点の設置にあわせて、7月から下表のとおり行政機構の一部を改正します。問政策企画課 ☎ 620・1605

6月30日まで		7月1日から	
こども育成部	子育て支援課 (こども相談係)	こども育成部	子育て支援課 (こども相談一係、 こども相談二係)

マート、ミニストップ、イオン、平和堂(アルプラザ)、**問**①住民票、印鑑登録証明書、市・府民税(所得)証明書、納税証明書、②戸籍謄抄本(原簿除籍謄本除く、本籍が本市の人のみ)、**備**7月23日～26日は終日、住民票・所得証明書等のコンビニ交付が利用できません。**問**市民課 ☎ 620・1621

権利侵害防止のため 本人通知制度の登録を

市では、住民票や戸籍謄本等の不正入手による権利侵害の防止を図るため、本人以外に交付した場合、その事実を封書で通知する制度を実施しています(事前登録制)。

問本市の住民票・戸籍に記載されている人、**甲**本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)を、市民課 ☎ 620・1621

サマージャンボ宝くじ・ サマージャンボミニの発売

収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。府内の宝くじ売り場またはインターネットでお買い求めください。

時【販売期間】7月14日(火)～8月14日(金)、【抽せん日】8月21日(金)、**問**(公財) 府市町村振興協会 ☎ 06・6941-7441



たこ焼きクーちゃん

ご寄附ありがとうございました

市へのご寄附(10万円以上、または相当)をいただきました(敬称略、五十音順)。

- ◆田主 誠=版画作品一式、◆日本たばこ産業(株)茨木支店、大阪北摂たばこ商業協同組合=大阪モノレール南茨木駅舎下喫煙設備一式、◆府立茨木工科高等学校=朝礼台2台、掲示板4台

新型コロナウイルス感染症対策へご支援いただいた皆さん (5月31日現在)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多くのご支援をいただき、ありがとうございました。ご支援は市民の皆さまの健やかな生活とまちの活力を取り戻すさまざまな事業の推進に活用させていただきます(敬称略、五十音順、行政機関除く、10万円以上または相当品)。

◆物資支援(マスク、防護服、消毒液、ソフトドリンク等)

主な寄付者

(株)azwel、茨木西ロータリークラブ、茨木ハーモニーライオンズクラブ、(株)エヌジェイ・エコサービス、大塚製薬(株)、くら寿司(株)、(株)グラセル、(株)酒井工業、サッポロビール(株)、吹田国際(株)、(株)総合園芸、高谷めぐみ、(株)TATEYA、寺西産業(株)、寺西宣之、(株)ハンワ、ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株)、(株)VOICE

◆金銭的支援

主な寄付者

(株)北部市場運送、黒田敬弘、奥井清子、松本電気工事(株)

7月の無料相談

祝日の場合は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、41ページ参照。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる可能性があります。

相談内容	とき	ところ
相続、離婚等の法律相談 (各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、 13:00～17:00(※)	市民生活相談課 ☎620・1603 ※前日、8:45から電話で予約(前日が土・日曜日、祝日の場合は、その直前の開庁日)
日曜法律相談 (先着7人)	26日(日)、9:00～12:30 (22日、8:45から電話で予約)	
交通事故法律相談 (各日先着5人)	毎週火曜日、 13:00～15:30(※)	
国の仕事に関する行政相談	総務省行政相談センター ☎0570・09・0110にお問い合わせください。	
行政書士相談 (各種書類の書き方) (先着5人)	1日(水)、9:30～12:00(※)、 相続、遺言、離婚協議書、許可申請等	
司法書士相談 (各日先着5人)	1日(水)=登記、相続、15日(水)・ 22日(水)=登記、相続、後見人、 多重債務等、9:30～12:00(※)	
土地家屋調査士相談 (先着5人)	15日(水)、9:30～12:00(※)、 土地の境界等	
宅地建物取引相談 (先着5人)	16日(木)、9:30～12:00(※)、 不動産取引等	
戸籍相談 (先着4人)	16日(木)、14:00～16:00 (前日、8:45から電話で予約、 市民課☎620・1621)	
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～ 16:30、11日(土)・25日(土)、 9:00～12:00	
人権擁護委員による人権相談	9日(木)、13:00～15:00	市民生活相談課
ひとり親のための法律相談	28日(水)、13:00～16:00 (1日、8:45から電話で予約、 こども政策課☎620・1625)	こども政策課 ☎620・1625
母子・父子・寡婦 家庭相談 (離婚前可)	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	障害福祉課 ☎620・1636 (FAX)627・1692
聴覚障害者生活相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	あけぼの学園 ☎626・0105
障害児相談 (18歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～ 17:00(面談は要予約)	教育センター ☎626・4400
教育相談 (小・中学生)	毎週月～金曜日、 8:45～17:00(要予約)	教育センター ☎626・4400
電話教育相談 ☎625・7830	毎週月～金曜日、 8:45～17:00	
「いじめ」ホット 電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、 ☎0120・147970(小・中学生 対象)、☎627・5511(保護者 対象)、上記以外は☎0120・ 7285・25	
奨学金相談	毎週月～木曜日、 10:00～18:00	教育委員会分室 (予約は上記教育センター)
発達相談 (小・中学生)	毎週月～金曜日、 8:45～17:00(要予約)	

相談内容	とき	ところ
女性面接相談	毎週月～土曜日(火曜日除 く)、10:00～16:00(要予約)	男女共生センター ローズWAM ☎620・9920
女性電話相談 ☎621・0892	毎週月～土曜日(火曜日除 く)、10:00～16:00	
男性のための 電話相談	15日(水)・22日(水)、 18:30～21:30	
女性のはたらき方 相談	11日(土)、9:30～12:30 (要予約)	
女性法律相談	16日(木)・18日(土)、 9:30～12:30 (1日、9:00から電話で予約)	
仕事なんでも相談	30日(木)、13:00～16:00	
DV相談 デートDV相談	毎週月～土曜日、 9:00～17:00	配偶者暴力相談 支援センター ☎622・5757
人権相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	人権センター ☎622・6613
人権や生活上の さまざまな相談	毎週月～土曜日、 9:00～17:00	各いのち・愛・ゆめセンター 豊川=☎643・1470 沢良宜=☎635・7667 総持寺=☎626・5660
①経営相談 ②創業相談	①主に毎週月・火・金曜日、 ②主に毎週月・金曜日、 10:00～17:00(要予約)	商工労政課 ☎620・1620
仕事なんでも 相談	毎週火～木曜日、 10:00～16:00 (予約優先、30日は12:00まで)	居住政策課 ☎655・2755
建築物の耐震、建 替え、改修等の相 談(先着4組)	第3木曜日、13:00～16:00 (7日前までに要予約)	消防本部 ☎622・6955
防火相談	毎日、9:00～17:00	
福祉まるごと 相談会	第4月曜日 第2火曜日 第2木曜日 第3木曜日 第5木曜日 第3金曜日	10:00 ～ 12:00 太田公民館 中条公民館 耳原公民館、 東奈良コミセン 東コミセン 玉櫛コミセン 白川公民館